

## JIS 認証審査料金表/審査工数表

ICJ-JIS 登録認証事業部

### [A] 定期認証維持審査

(他審査機関から ICJ へ審査機関変更の場合を含む)

(消費税別途・単位円)

申請方法による 維持審査料金	普通コンクリート 舗装コンクリート 軽量コンクリート 高強度コンクリート	品質管理体制の基準		審査日数
		A の場合	B の場合	
製品試験の製品数 ※普通コンクリートの スランプ、スランプフ ロー両方の場合や、ダ ブルプラントの場合は 2 製品分となります。	1-2 製品の場合	240,000	230,000	1.0 日
	3-4 製品の場合	360,000	345,000	1.5 日
	5-6 製品の場合	480,000	460,000	2.0 日
登録維持料 (3 年間)		90,000 / 1 工場		
製品試験料	製品試験料金は、試験機関からの請求額によります。 (試験機関から申請者へ直接請求します。)			
審査員出張旅費	審査、調査に伴う交通費・宿泊費は請求しません。			

### [B] 新たに JIS 登録認証する場合

(消費税別途・単位円)

申請方法による 初回審査料金	普通コンクリート 舗装コンクリート 軽量コンクリート 高強度コンクリート	品質管理体制の基準		審査日数
		A の場合	B の場合	
製品試験の製品数 ※普通コンクリートの スランプ、スランプフ ロー両方の場合や、ダ ブルプラントの場合は 2 製品分となります。	1-2 製品の場合	480,000	460,000	2.0 日
	3-4 製品の場合	600,000	575,000	2.5 日
	5-6 製品の場合	720,000	690,000	3.0 日
登録維持料 (3 年間)		90,000 / 1 工場		
製品試験料	製品試験料金は、試験機関からの請求額によります。 (試験機関から申請者へ直接請求します。)			
審査員出張旅費	審査、調査に伴う交通費・宿泊費は請求しません。			

### **[C] 臨時審査の場合**

審査時間に応じた料金（30,000 ×時間・人で算定）を請求します。

### **[D] 再審査・抜き打ち審査の場合**

審査時間に応じた料金（30,000 ×時間・人で算定）を請求します。

ただし、苦情・情報提供に基づく抜き打ち審査で、品質管理体制に問題がなく、不適合が発見されなかった場合、審査料金の請求はしません。

### **[E] キャンセル料**

#### **(1) 審査日変更の場合**

（JIS 審査計画書に記入されている審査日まで 2 週間で切ってから、お客様の都合で審査日が変更になった場合。） 別途見積もり金額の 50%を申し受けます。

#### **(2) 申請の取り下げの場合**

- ① 文書審査前            見積金額の 30%を申し受けます。
- ② 文書審査後            見積金額の 50%を申し受けます。
- ③ 審査日前日まで      見積金額の 50%を申し受けます。
- ④ 審査当日以降        見積金額の 100%を申し受けます。

### **[F] 審査料金の支払い**

JIS 認証審査料金及び登録維持料金は、審査実施後に請求します。請求書発行後、15 日以内にお支払い願います。

認証手順にのっとり判定会議を開催し、認証決定後、認証契約を締結し、かつすべての請求に伴う入金確認後、JIS 登録認証書を送付いたします。

請求に伴うお支払は、すべて銀行振込によります。（手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。）